

老発 0401 第 9 号
平成 31 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

平成 29 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

本年 3 月 26 日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する平成 29 年度の調査結果を公表したところです。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数は 1,898 件、虐待判断件数は 510 件、養護者による虐待については、相談・通報件数は 30,040 件、虐待判断件数は 17,078 件となっており、いずれも過去最多となっています。

高齢者虐待の相談・通報窓口、事実確認、適切な措置等は自治体が担うこととなっており、平成 27 年 2 月 6 日付け老発 0206 第 2 号、同年 11 月 13 日付け老発 1113 第 1 号、平成 28 年 2 月 19 日付け老発 0219 第 1 号、平成 29 年 3 月 23 日付け老発 0323 第 1 号及び平成 30 年 3 月 28 日付け老発 0328 第 2 号において、法に基づく対応の強化等について依頼しているものの、高齢者虐待は依然として増加傾向です。

つきましては、これらの通知に加え、改めて下記にご留意の上、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に、一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知及び支援並びに関係団体・機関及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知及び指導を徹底していただくようお願いします。

記

【本通知の要点】

1 高齢者虐待への対応及び養護者支援の適切な実施

(1) 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた的確な検証・分析等

虐待の傾向や特徴や取組状況等を検証・分析、迅速かつ適切な事実確認、介護施設等への改善指導（勧告）に対する改善計画（取組）に対するモニタリング、死亡事案での事後検証や再発防止等に向けた取組の実施

(2) 市町村等の高齢者虐待に関する体制整備の充実

①相談・通報体制の構築

市町村に対し、メール・SNS等での受付、閉庁時間の対応、警察・医療機関等との連絡・連携協力体制等の構築に向けて働きかけるとともに、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した相談窓口を設置し、市町村等の対応について適切な助言・支援

②専門人材等の十分な人員体制の確保

法制度の理解や成年後見制度の利用促進だけでなく、困難事例への対応策や管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等の研修を実施することによって先進的事例の横展開を促し、市町村職員等の対応力を強化

③養護者支援の拡充

要介護者のレスパイトケア、市町村等の高齢者虐待の相談・通報窓口の周知、地域住民向けのリーフレットの作成・配布や地域住民に向けたシンポジウム開催、養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣など市町村での取組強化を側面的に支援

④介護相談員の活用促進

介護相談員の積極的な活用に向け、未実施市町村を中心に介護相談員派遣等事業の効果等の周知

(3) 介護現場での専門的な人材の資質向上

介護施設等の施設長や指導的立場にある者を対象に、法制度の理解、介護に関する実践的手法の修得や怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントを含む職員のストレス対策のための研修の実施

(4) 成年後見制度の利用促進

市町村との連携の下、成年後見制度の利用促進

2 セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

市町村での対応で改善等が必要と認められる場合について適切な支援や助言

3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

来年度、新たに養護者支援の拡充や財政的支援の充実を図る予定にしており、積極的に高齢者権利擁護等推進事業を活用

1 高齢者虐待への対応及び養護者支援の適切な実施

(1) 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた的確な検証・分析等

当該調査結果については、各都道府県に対し、都道府県・管内市町村の確定データを提供しています。

虐待の増加要因等について分析が不十分である都道府県・市町村もあり、当該データの活用により、傾向や特徴や取組状況等を検証・分析し、地域の実情に応じた虐待の未然防止策を講じることが重要です。

また、事実確認を行っていない事例が多く報告されていますが、法第9条第1項及び第24条において、市町村等は高齢者虐待に係る通報等を受けたときには、速やかに事実確認を行うこととされていることから、高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断するために必要な情報を収集し、迅速かつ適切な事実確認をお願いいたします。

とりわけ、養介護施設従事者等による虐待においては、介護保険法・老人福祉法上の指導監督権限を有する都道府県と虐待対応を行う市町村との間で、十分情報共有・連携を図ることが重要であり、介護施設等への改善指導（勧告）に対する改善計画（取組）については、適宜、モニタリングを行うとともに、再発防止に向けた改善取組を評価することが不可欠です。

さらに、死亡事案については、事前に相談・通報がなく、事案の発生を警察発表や報道等で事後に把握した場合に特段の対応を行っていない自治体もあることから、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無や緊急性を判断するとともに、事後検証を実施し、再発防止等に向けた取組を検討・実施するよう、これまでお願いしているところです。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、都道府県と市町村が緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応に努めていただくようお願いします。

(2) 市町村等の高齢者虐待に関する体制整備の充実

①相談・通報体制の構築

高齢者虐待については、実態把握により潜在化している虐待事案を早期に発見して顕在化させ、迅速かつ適切に対応していくことが重要であり、そのためには市町村等での相談・通報体制の構築は不可欠です。

平成30年度老人保健健康増進等事業における高齢者の権利擁護における基礎自治体での相談体制・事後対応の実態把握等に関する調査研究事業報告書（厚生労働省HPで今後公表予定）では、高齢者虐待の通報等に係る受付方法について、「FAX」「電子メール」は6割程度、「インターネット」は2割程度に留まっており、また、受付可能時間帯についても「夜間」「土日祝日」は4～5割程度に留まっていることが明らかになったところです。

状況が切迫していて直ちに対応が必要となる虐待事案が発見される可能性があることを踏まえ、市町村に対し、電話・メール・インターネット・SNSでの相談・通報受付、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応、警察・医療機関等との連絡・連携協力体制等の構築に向けた働きかけをお願いします。

また、困難事例等については市町村単独では対応が難しい場合があることから、都道府県におかれましては、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した相談窓口を設置し、市町村等の対応について、専門的見地から適切な助言・支援をお願いします。

②専門人材等の十分な人員体制の確保

市町村における高齢者虐待防止・対応のための体制整備については、市町村間でバラツキがあるため、高齢者虐待を担当する市町村職員等の対応力を強化しつつ、全体として底上げを図っていくことが重要です。

具体的には、都道府県が市町村職員等を対象に、法制度の理解や成年後見制度の利用促進だけでなく、困難事例への対応策や管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等の研修を実施することによって先進的事例の横展開を促し、市町村職員等の対応力の強化を図ることが考えられますので、積極的な取組をお願いします。

③養護者支援の拡充

養護者による高齢者虐待の主な発生要因として「介護疲れ、介護ストレス」が挙げられており、これらの要因を軽減させるための取組として養護者のレスパイトケア等が効果的であると考えられます。

具体的には、市町村等の高齢者虐待の相談・通報窓口の周知やレスパイトケアや怒りの感情のコントロールを含むストレスマネジメントの理解促進のための地域住民向けのリーフレットを作成・配布することによって、虐待の未然防止・早期発見等の効果が期待できます。また、近隣住民からの通報が発見の端緒となる事案も少なくないことから、地域住民に向けたシンポジウム開催も有効です。さらに、養護者による虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等との連携の下、弁護士・社会福祉士・医師等の専門職を派遣し、介護負担・ストレス軽減に受けた精神的・医療的な支援や養護者支援のための地域の受け皿づくり等も有効です。

とりわけ介護保険サービスを利用していない場合には、虐待の深刻度が高くなる傾向があるため、介護保険サービスの適切な利用促進を図ることも重要です。

都道府県におかれましては、こうした市町村の取組強化について、側面的な支援をお願いします。

④介護相談員の活用促進

介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境である一方、閉鎖的な空間でもあり、身体拘束等の虐待事案が発見・通報されにくい可能性があります。

風通しの良い環境を作り出すためには、介護施設等の施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。

具体的には、介護保険の地域支援事業の任意事業である介護相談員派遣等事業(※)の実施が考えられますが、実施市町村は3割程度に留まっているのが現状です。

介護相談員派遣等事業については、来年度の保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標に追加される予定ですので、介護相談員の積極的な活用に向けて、未実施市町村を中心に事業効果等の周知をお願いします。

（※）介護相談員派遣等事業：地域で活躍する市民ボランティア（介護相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

（3）介護現場での専門的な人材の資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待については、職員個人が必要な知識や技術を修得していかなかったり、専門職として要する倫理観を理解していかなかったり、ストレス対応に課題があることなどが直接的な原因と考えられますが、その背景には業務改善や組織体制の見直しが必要な場合も多く、職員個人の問題ではなく組織全体の問題として捉えることが重要です。

養介護施設従事者等による高齢者虐待において、高齢者虐待の防止や被虐待高齢者の保護が専門的知識に基づいて適切に実施されるよう、介護施設等の施設長や指導的立場にある者を対象に、法制度の理解、介護に関する実践的手法の修得や怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントを含む職員のストレス対策のための研修を実施するなど、介護現場での専門的な人材の資質向上をお願いします。

（4）成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進については、法第28条に規定されているところですが、今回の調査結果では、養護者による虐待における成年後見制度の利用人数は1,410人であり、被虐待高齢者数と比較すると利用が低調でした。

養護者による高齢者虐待において、成年後見制度の利用が効果的な方策の一つであることを踏まえ、市町村との連携の下、高齢者の経済的虐待やネグレクトの防止の観点から、成年後見制度の利用促進をお願いします。

2 セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、法上、高齢者虐待の定義には含まれていませんが、市町村において高齢福祉・生活困窮者・障害福祉・環境衛生等の関係部署や介護支援専門員・民生委員・都道府県・医療機関・警察等の関係部署と連携した対応や、高齢者虐待に準じた対応がなされているところです。

平成30年度老人保健健康増進等事業における高齢者の権利擁護における基礎自治体での相談体制・事後対応の実態把握等に関する調査研究事業報告書（厚生労働省HPで今後公表予定）では、8割程度の市町村がセルフ・ネグレクトの発生件数を十分に把握しきれておらず、さらに、支援・介入の難しい実態も明らかになったところです。

また、高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの財産上の不当取引

（※）による高齢者の被害についても、法第27条の規定に基づき、市町村において、相談に応じ、消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介するなど、適切な対応が図ら

れているところです。

(※) 財産上の不当取引：養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不當に財産上の利益を得る目的と高齢者と行う取引

都道府県におかれましては、当該報告書に記載されているセルフ・ネグレクトに係る市町村での対応状況について、貴管内市町村に周知いただくとともに、市町村でのセルフ・ネグレクトや財産上の不当取引に係る対応において、改善等が必要と認められる場合には、法律の範囲内で適切な支援・助言をお願いします。

3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、都道府県のご意見も踏まえ、平成29年度に抜本的見直しを行ったところですが、来年度、新たに養護者支援の拡充や財政的支援の充実を図る予定にしていますので、積極的にご活用いただき、管内市町村への更なる支援をお願いします。